# タルグレチンを服用される患者さまへ

タルグレチン治療では、医療費が高額になることがあります。 医療費を軽減するための仕組み $(1\sim3)$ をご紹介いたします。

- 1.高額療養費制度
- 2.窓口での支払いを自己負担額までに抑えるための手続き
- 3.高額療養費制度以外に医療費を軽減できるしくみ



## 1.高額療養費制度

タルグレチン治療では、高額療養費制度を利用できる場合があります。(年齢や所得によって利用できない場合もあります)

医療費が自己負担(患者さんが支払う費用)の上限額を超えた場合、「高額療養費制度」を利用することによって、その自己負担の上限額を超えた分の支給を受けることができます。通常、自己負担の上限額を超えた分の支給を受けるためには、3か月程度かかりますが、手続きを事前に行うことで、窓口での支払いを自己負担額までに抑えられることができます。

さらに負担が軽減される制度もありますので、詳しくは裏面をご覧ください。

## 2.窓口での支払いを自己負担額までに抑えるための手続き

	所得区分	窓口での支払いを自己負担額までに抑えるための手続き	問い合わせ先
<b>75</b> 歳 以上	現役並み 標準報酬月額≧28万円 住民税課税所得≧145万円 一般	後期高齢者医療被保険者証の提示のみ	都道府県高齢 者医療広域連
	住民税非課税者Ⅱ <sup>※1</sup> 住民税非課税者Ⅰ <sup>※2</sup>	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請 (後期高齢者医療被保険者証と一緒に提示)	合

	所得区分	窓口での支払いを自己負担額までに抑えるための手続き	問い合わせ先
70 歳 以上 ~	現役並み 標準報酬月額≥28万円 住民税課税所得≥145万円 一般	被保険者証と高齢受給者証の提示のみ	加入されている医療保険の保険者
75 歳 未満	住民税非課税者Ⅱ <sup>※1</sup> 住民税非課税者Ⅰ <sup>※2</sup>	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請 (被保険者証・高額受給者証と一緒に提示)	(被保険者証をご覧ください)

	所得区分	窓口での支払いを自己負担額までに抑えるための手続き	問い合わせ先
	年収:約1,160万円~	「限度額適用認定証」の交付申請	
	年収:約770万円~ 約1,160万円		加入されてい
70 歳	年収:約370万円~	(被保険者証と一緒に提示)	る医療保険の
未満	約 770 万円		保険者
	年収:~約370万円		(被保険者証をご覧ください)
	住民税非課税者	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請	ご覧ください)
		(被保険者証と一緒に提示)	

※1 住民税非課税者Ⅱ:※2 以外の住民税非課税世帯

※2 住民税非課税者 I:年金収入 80 万円以下など

#### ◇世帯合算と多数回該当

世帯(同一の医療保険に加入するご家族)で支払った医療費の合計が高額になる場合は、 負担軽減措置が設けられています(世帯合算)。また、同一世帯で1年間(直近12か月)に3 回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目からは自己負担限度額が軽減されます(多数回該当)。

#### 3.高額療養費制度以外に医療費を軽減できるしくみ

## ◇高額医療・高額介護合算療養費制度(健康保険と介護保険を合算できます)

同じ世帯に、介護保険の受給者がいて、1年間(8月1日~翌年7月31日)に支払った健康保険と介護保険の合算額が一定の限度額を超えた場合、限度額(自己負担限度額)を超えた分が払い戻される制度があります。ご加入されている医療保険の保険者にお問い合わせ下さい。

## ◇付加給付制度

健康保険組合が独自に上乗せして給付する制度が付加給付制度です。国民健康保険にはない制度で、全ての健康保険組合が付加給付を実施しているわけではありません。 ご加入されている医療保険の保険者に問い合せをして、手続きをご確認下さい。

### ◇民間保険(がん保険、入院保険など)

民間保険は、医療保険やがん保険など、加入している商品によって保障内容が大きく異なります。加入している保険会社へ、契約内容(どんな給付が受けられるかどうか)、申請するために必要な書類など確認して下さい。

## ◇医療費控除

医療費控除とは医療費が多くかかった年に、その医療費の負担を少しでも軽くするために、 かかった医療費の一部を税金から控除することです。確定申告で税務署に申請するもので す。

> こちらも是非ご活用下さい。 医療機関のソーシャルワーカーの方にも相談しましょう!



## 国立がん研究センター がん情報サービス ganjoho.jp

http://ganjoho.jp/public





http://www.ctcl.jp

※当リーフレットの内容は、法令及び厚生労働省資料などをもとに作成しております。 今後、制度改正などにより内容が変更になる場合があります。

